

【報告・検討事項④】

課題とその対策について

第1回検討会 課題整理より

【課題①】（第1回検討会で検討）
水銀を回収すべき廃棄物の明確化

【課題②】
安全かつ効率的な収集・運搬方法の確立

【課題③】（第1回検討会で検討）
安全な中間処理方法（破碎施設・水銀回収処理施設）

安全かつ効率的な収集・運搬方法の確立

(1) 収集・運搬及び保管の基準

(2) 安全かつ効率的な収集・運搬方法

水銀含有廃棄物の収集運搬の基準

(提言書抜粋)

○分別・収集・運搬の基準について、中央環境審議会等の検討状況を見極めつつ、検討する。



<改正廃棄物処理法施行令の抜粋>

水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合する恐れのないように他の物と区分して、収集し、又は、運搬すること。

<家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドラインの抜粋>

- ・運搬時に水銀使用廃製品が破損し、水銀が飛散・流出しないよう留意する(飛散・流出防止措置)
- ・水銀使用廃製品がその他の廃棄物(可燃物・不燃物・資源ごみ等、水銀を使用していない廃棄物)と混合しないよう、区分して運搬する。(その他の廃棄物との区分)



<県の方針>

原則、廃棄物処理法施行令及び分別回収ガイドラインのとおりとする。
ただし、蛍光管やボタン電池などは、ランプ類や電池類としての区分でも可とする。

水銀含有廃棄物の保管（積替え含む）の基準

（提言書抜粋）

○国が基準を設定するまでの間も、水銀含有廃棄物から水銀が環境中に飛散・流出しないよう指導等を行う。



<廃棄物処理法施行令の改正（平成27年11月6日）より抜粋>

水銀使用製品産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

<家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドラインの抜粋>

- ・積替え時に保管をする場合は、作業時に破損が生じないように十分な措置を講じる（飛散・流出・防止措置）
- ・保管場所は、雨水の侵入を防止するような措置を講じる（雨水侵入防止措置）
- ・その他の廃棄物（可燃物・不燃物・資源ごみ等、水銀を使用していない廃棄物）と混合しないよう区分して保管する（その他の廃棄物との区分）。



<県の方針>

原則、廃棄物処理法施行令及び分別回収ガイドラインのとおりとする。
ただし、蛍光管やボタン電池などは、ランプ類や電池類としての区分でも可とする。

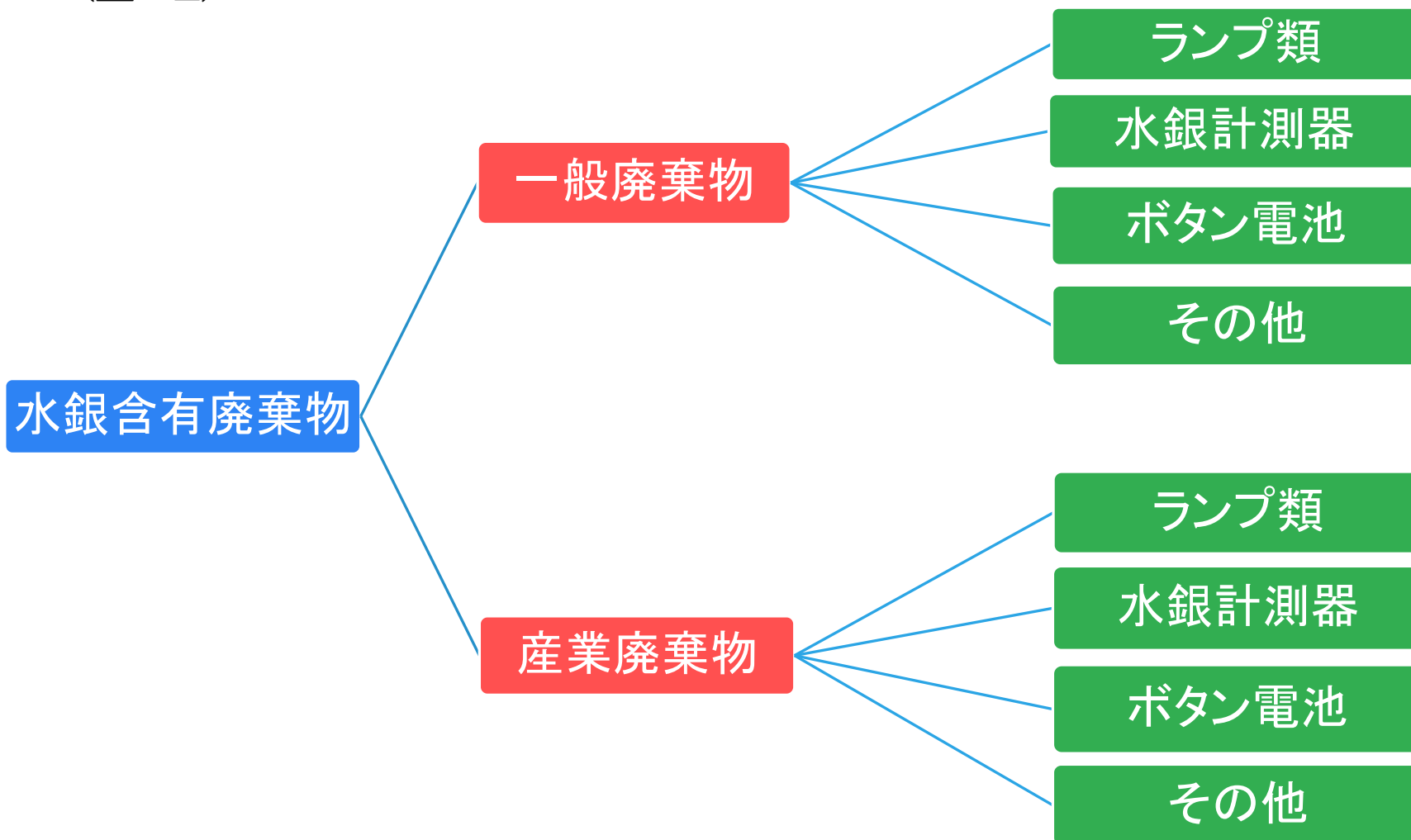
安全かつ効率的な収集・運搬方法の確立

(1) 収集・運搬及び保管の基準

(2) 安全かつ効率的な収集・運搬方法

安全かつ効率的な収集・運搬方法の確立

(整理)



一般廃棄物である水銀含有廃棄物の回収方法について

回収方法は環境省が作成したガイドラインを参考



【蛍光管】

- ・全市町村で分別回収を実施済み



【水銀体温計・水銀血圧計の計測器】

- ・廃棄量が限られた廃棄物であるため、イベント回収が効果的。
(通常の分別回収ルートは必要)



【ボタン電池】

- ・電機店等の回収窓口を案内。
- ・市町村が行う回収では、乾電池やコイン電池との分別が困難であるため、電池類として回収し、その中からボタン電池を選別し、水銀回収処理を行う。



【その他の水銀を含む製品】

- ・朱肉やマーキュロクロム液は、全量使い切ることを推奨する。
- ・それ以外の水銀含有廃棄物があれば、市町村担当課に問い合わせる。



水銀含有廃棄物の処理について

分別回収した水銀含有廃棄物の処理



第1回検討会で定められた基準に適合する事業者に処分委託する。

水銀回収処分事業者の登録制について

※水銀回収処分事業者とは：

第1回検討会で定めた処分基準に従い、水銀を回収する方法により処分する事業者のことを言う。（蛍光管等の破碎のみを行う事業者は含まない。）

【現状と課題】

- ・水銀含有廃棄物を処分する場合、第1回検討会で決定された水銀を回収する事業者において最終的に処分することとされたが、どの事業者が定めた基準に適合しているのか不明確である。
- ・事業者によっては、水銀を吸着した活性炭や、水銀を含む粉塵を吸着したバグフィルターを固化し埋立処分している事業者もあり、第1回検討会で定めた基準に適合しない。



【検討】

- ・水銀含有廃棄物から水銀を回収処理する事業者が、第1回検討会で定めた基準に適合するかどうか確認する必要がある。
- ・第1回検討会で定めた基準に適合し、水銀を回収処理する事業者がどこかを明らかにすべき。



水銀回収処分事業者の登録制について

水銀回収処分事業者の登録

制度概要: 事業者からの申請に基づき、第1回検討会で定めた処分基準（破碎処理などの一次処理を除く。）に適合することを確認し、登録する制度。
なお、事業者ごとに処分可能な水銀含有廃棄物を明確にし、事業者名などの登録内容について公表する。

登録内容: 事業者名、処分する水銀含有廃棄物の名称、所在地等

登録要件: ・取り扱う水銀含有廃棄物について、廃棄物処理法に基づく処分業の許可を有していること。
・第1回検討会で決定した構造基準に適合する施設を有し、かつ、維持管理基準を遵守する事業者

その他: 定期的に処理した水銀含有廃棄物の名称及び量等を熊本県に報告すること。

水銀含有廃棄物収集運搬拠点事業者の 登録制について

【現状と課題】

・水銀含有廃棄物を処分する場合、多くの場合は、各排出事業者が独自に処分事業者及び収集・運搬事業者を探し、処分委託しているためコスト高となっている。



【検討】

・複数排出事業者分の水銀含有廃棄物を、効率よく収集・運搬する方法の検討



水銀含有廃棄物収集運搬拠点事業者の 登録制について

水銀含有廃棄物収集運搬拠点事業者の登録

制度概要: 事業者からの申請より、県内各地域の拠点となる1次拠点事業者及び県内の拠点となる2次拠点事業者について、次に示す登録要件に適合することを確認し、登録する制度。

なお、事業者ごとに取扱い可能な水銀含有廃棄物を明確にし、事業者名などの登録内容について公表する。

登録内容: 事業者名、取り扱う水銀含有廃棄物の名称、積替え保管場所等の所在地等

水銀含有廃棄物収集運搬拠点事業者の登録制について

水銀含有廃棄物収集運搬拠点事業者の登録

登録要件: ○1次拠点事業者

- ・取り扱う水銀含有廃棄物の収集運搬業の積替え保管の許可を有すること
- ・原則、2次拠点事業者に廃棄物を運搬すること。

○2次拠点事業者

- ・取り扱う水銀含有廃棄物の収集運搬業の積替え保管の許可及び産業廃棄物の中間処理業の許可(破碎又は選別等)を有すること。
- ・水銀回収処分事業者に運搬又は処分委託すること。ただし、県外の水銀回収処分事業者へ直接運搬することが困難な場合は、複数の収集運搬事業者を経由して運搬することも可とする。

○共通要件

- ・取り扱う水銀含有廃棄物ごとに、収集運搬や積替え保管に必要な容器を有すること。

その他: 1次拠点事業者は、マニフェストに水銀含有廃棄物の種類及び量を記載すること、また、定期的に収集した水銀含有廃棄物の名称及び量等を熊本県に報告すること。

安全かつ効率的な収集・運搬方法(イメージ)

